



やちよ市議会だより

第42号
平成19年11月
(2007年)

●発行 八千代市議会
●編集 やちよ市議会だより編集委員会
●住所 八千代市大和田新田312-5
●電話 (047)483-1151(市役所代表)

市の花「バラ」

平成19年9月 第3回定例会

補正予算案・条例の一部改正案など

19議案、12発議案等を審議

平成19年八千代市議会第3回定例会は、9月4日から9月28日までの25日間の日程で開催されました。

一般質問は、7日、10日、11日の3日間で、代表質問に6名、個別質問に10名の計16名が質問を行いました。

常任委員会、総務常任委員会、産業都市常任委員会が12日に、福祉常任委員会、文教安全常任委員会が13日に開催され、議案等の審査が行われました。

市長より提出された議案等は、補正予算案4件、条例の一部改正案6件、契約の締結案2件、議決事件の一部変更案1件、土地の取得案1件、財産の取得案1件、和解案1件、決算の認定案2件、人事案1件、諮問1件の計20案件です。これらは、最終日の総括審議の結果、すべて原案のとおり可決されました。

この他に請願1件、陳情7件、発議案(議員提出議案)12件が審議され、今定例会における審議総数は40件となりました。

(一般質問等は、2・3面に、議案等の概要と議決結果は、4面に掲載)

市附属機関等委員への就任自粛を決議

議会は、今定例会において、「議会は、行政への監視、牽制という権能を持つ議決機関」としての立場から、市附属機関等の委員となることについて自粛し、執行機関に対して、市附属機関等の委員構成の組織的な見直し及び市民の政策形成過程への参加機会の拡充を求めるため、以下のとおり決議しました。(全文を掲載)

市附属機関等委員への就任自粛に関する決議

市附属機関等への議会選出委員については、これまで条例・規則等に基づき、32機関、延べ67名の委員を選出し、それぞれの審議会等においてその役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年、パブリックコメント制度や市民と行政との協働のまちづくりなど、市民参加のもと住民主体の行政運営が進められるところとなっており、県内の市議会においても、議会の役割と市民参加を視野に、議会選出委員の見直しを実施され、法に基づくもの以外への就任は減少の傾向を示すところとなっている。

このような状況の中、本市議会では、議会活性化検討委員会において、市附属機関等への議会選出委員について協議を重ねたところである。

その結果、議会は行政への監視、牽制という権能を持つ議決機関であることから、政策形成過程に直接関与することは、必要最小限に止めるものとし、市民の参加機会の拡充を図る必要があるとの判断に至ったものである。

よって、本市議会は市附属機関等の委員として議員が就任することについては自粛を表明するものであり、執行機関においては、本主旨を尊重され、住民参加の制度を実効性のあるものとするため、市附属機関等の委員構成について組織的な見直しを行い、市民の政策形成過程への参加機会の拡充を計画的に推進されることを求めるものである。

以上、決議する。

平成19年9月28日

八千代市議会

※ 10月9日に開催された議会活性化検討委員会において、議案・発議案に対する会派別表決結果の公表について、平成20年3月定例会の結果から実施することが決定しました。

決算審査特別委員会を設置

決算審査特別委員会

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 委員 | 田久保 | 秋葉 | 武田 | 秋山 | 植田 | 木下 | 正田 | 菅野 | 塚本 | 成田 | 西村 | 堀口 | 松井 | 緑川 | 茂呂 |
| 委員長 | 田久保 | 秋葉 | 武田 | 秋山 | 植田 | 木下 | 正田 | 菅野 | 塚本 | 成田 | 西村 | 堀口 | 松井 | 緑川 | 茂呂 |
| 副委員長 | 田久保 | 秋葉 | 武田 | 秋山 | 植田 | 木下 | 正田 | 菅野 | 塚本 | 成田 | 西村 | 堀口 | 松井 | 緑川 | 茂呂 |
| 委員 | 田久保 | 秋葉 | 武田 | 秋山 | 植田 | 木下 | 正田 | 菅野 | 塚本 | 成田 | 西村 | 堀口 | 松井 | 緑川 | 茂呂 |
- (委員は50音順)

平成18年度の決算認定・事業会計決算認定(議案第17号)を審査するにあたり、9月11日に決算審査特別委員

会が設置されました。付託された2議案は、9月18日、21日の4日間にわたる審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定し、28日の本会議で報告されました。



新潟県中越沖地震に義援金を送金

会派代表者会議が7月25日に開催され、その中で、議長から去る7月16日に発生した新潟県中越沖地震に対する義援金について提案があり、全員一致で、議員全員に義援金を募り送金することが決定しました。

議員全員(32名)から寄せられた義援金32万円は、翌26日に新潟県災害対策本部あてに送金されました。

議案等の概要

件名については、議決結果一覧をご覧ください。

予算関係

■議案第1号 歳入歳出それぞれ5億1080万5千円を追加し、総額を474億4080万5千円とする。

■議案第2号 歳入歳出それぞれ4億2140万8千円を追加し、総額を173億6402万1千円とする。

■議案第3号 歳入歳出それぞれ1億8646万7千円を追加し、総額を91億8101万7千円とする。

■議案第4号 歳入歳出それぞれ2億3557万5千円を追加し、総額を62億1900万8千円とする。

■議案第5号 郵政民営化法の施行（10月1日）及び証券取引法の一部改正（9月30日）等に伴い、条例を改正する。

■議案第6号 郵政民営化法の施行に伴い、個人市民税の特別徴収税額の払込金融機関の規定の整備を図るため、条例を改正する。

■議案第7号 租税特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正する。

■議案第8号 都市計画法及び同法施行令の一部改正に伴い、条例を改正する。

■議案第9号 利用者の範囲を小学校就学前の者まで拡大するため、条例を改正する。

■議案第10号 郵政民営化法の施行に伴い、郵政事業に係る下水道占用料の免除の取扱を見直し、これを有料化するため、条例を改正する。

■議案第11号 八千代市立萱田中学校第2期増築（建築）工事について、一般競争入札により、周建設株式会社を契約の相手方として、契約金額1億5734万2500円を締結する。

■議案第12号（仮称）八千代市営墓地建設工事について、一般競争入札により、大成ロテック・市原建設工業特定建設工事共同企業体を契約の相手方として、契約金額3億6718万5千円を締結する。

■議案第13号 最終処分場恒久対策工事に係る契約金額の変更契約（8億5711万5千円に変更）を締結する。

内容は、工事の良好な施工が可能となつて経済的にも安価となることから、ごみ分別に

使用する水分調整材を半水石膏からセメント系固化材に変更し、また、分別ヤードの築造に必要とする土砂を購入し、から再利用土に変更するもの。

■議案第14号 大和田図書館・教育センター・大和田児童公園用地として、八千代市大和田字堀込250番1の土地5459.02平方メートルを、1億2689万6605円を財団法人八千代市開発協会から取得する。

■議案第15号 昭和60年度及び61年度に購入し、第2分団及び第4分団に配備している消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するため、水災等への災害活動に対応する装備を備えた最新の消防ポンプ自動車2台を、計2719万5千円を株式会社ナカムラ消防化学東京営業所から取得する。

■議案第16号 平成18年11月20日、八千代市大和田新田920番地3地先において、市消防職員が救急出動中に遭遇した交通事故に係る物損について、損害賠償の額を決定し、和解する。

■議案第17・18号 監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。（一面に関連記事）

■議案第19号 教育委員会委員である與那治彦氏が、平成19年9月30日付けで任期満了となるため、次期教育委員会委員として再度任命する。

■諮問第1号 人権擁護委員の定数の増員に伴い、林眞晟氏を推薦する。

その他の

■採択された陳情 請願第3号 すべて

■可決された発議案 発議案第16号 詳細は一面

■採択された陳情 請願第3号 すべて

■可決された発議案 発議案第17・18・20・26号

■採択された陳情 請願第3号 すべて

■可決された発議案 発議案第19号

■採択された陳情 請願第3号 すべて

■可決された発議案 発議案第16号

■採択された陳情 請願第3号 すべて

■可決された発議案 発議案第17・18・20・26号

■採択された陳情 請願第3号 すべて

議決結果一覧

「委員会」欄は、●各：各常任委員会、●総務：総務常任委員会、●福祉：福祉常任委員会、●産都：産業都市常任委員会、●文安：文教安全常任委員会、●議運：議会運営委員会、●予算：予算審査特別委員会、●決算：決算審査特別委員会をそれぞれ表します。また、「議決結果」欄は本会議での結果です。

平成19年9月 第3回定例会 議決日：平成19年9月28日

番号	件名	委員会	議決結果
議案第1号	平成19年度八千代市一般会計補正予算（第1号）	各	原案可決
議案第2号	平成19年度八千代市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	福祉	原案可決
議案第3号	平成19年度八千代市老人保健特別会計補正予算（第1号）	福祉	原案可決
議案第4号	平成19年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	福祉	原案可決
議案第5号	政治倫理の確立のための八千代市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務	原案可決
議案第6号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務	原案可決
議案第7号	八千代市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産都	原案可決
議案第8号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産都	原案可決
議案第9号	八千代市子ども支援センターすてっぷ21の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福祉	原案可決
議案第10号	八千代市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産都	原案可決
議案第11号	契約の締結について	文安	原案可決
議案第12号	契約の締結について	福祉	原案可決
議案第13号	議決事件の一部変更について	文安	原案可決
議案第14号	土地の取得について	文安	原案可決
議案第15号	財産の取得について	総務	原案可決
議案第16号	和解について	総務	原案可決
議案第17号	決算認定について	決算	原案認定
議案第18号	事業会計決算認定について	決算	原案認定
議案第19号	教育委員会委員の任命について	—	原案同意

番号	件名	委員会	議決結果
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	—	適任

番号	件名	委員会	議決結果
請願第3号	「肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書」の採択を求める件	福祉	採択

番号	件名	委員会	議決結果
陳情第17号	後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める件	福祉	不採択
陳情第18号	東京湾アクアラインでの本年度中にもう一段の大幅な値下げによる社会実験を行う事を要請する件	総務	採択
陳情第19号	八千代市議会本会議、各委員会における議員別の議案等への賛否の記録化と公表を求める件	議運	不採択
陳情第20号	稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める件	産都	不採択
陳情第21号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件	文安	採択
陳情第22号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件	文安	採択
陳情第23号	公団住宅居住者の居住の安定のための意見書採択を求める件	総務	採択

番号	件名	委員会	議決結果
発議案第16号	市附属機関等委員への就任自粛に関する決議について	—	原案可決
発議案第17号	東京湾アクアラインでの本年度中にもう一段の大幅な値下げによる社会実験を行うことを要請する意見書について	—	原案可決
発議案第18号	都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定のための施策拡充を求める意見書について	—	原案可決
発議案第19号	東葉高速鉄道の経営安定化に関する意見書について	—	原案可決
発議案第20号	悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書について	—	原案可決
発議案第21号	乳幼児医療費助成制度の創設等を求める意見書について	—	原案否決
発議案第22号	「テロ特措法」の延長はやめるよう求める意見書について	—	原案否決
発議案第23号	消費税増税に反対する意見書について	—	原案否決
発議案第24号	パトリオット・ミサイル・PAC3の配備中止を求める意見書について	—	原案否決
発議案第25号	生活保護の母子加算復活と高齢加算復活を求める意見書について	—	原案否決
発議案第26号	肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書について	—	原案可決
発議案第27号	後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書について	—	原案否決

※採択された請願・陳情のうち市当局に送付されたものについては、次回定例会で処理の経過及び結果が報告されます。

採択された陳情の処理の経過及び結果の報告

平成19年6月第2回定例会において採択された、陳情の処理の経過及び結果について、9月4日付けで豊田市長から次のとおり報告がありました。

陳情第5号 隣地への配慮に欠けたマンション建設計画に対する指導を求める件
○報告（要約）…平成19年6月29日に、陳情の対象となったマンションの建築主に対し、陳情の内容を踏まえ、建築計画の全体の見直しについて指導いたしました。それに対して、7月31日付けで以下のとおり回答がありました。

- ① 住民の方々には、6回の説明会を実施するとともに、八千代市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく「あっせん」を5回実施するなど、住民との話し合いを重ねてきた。
- ② また、これらの中で、建築主から住民側に建築物の高さの変更及び庇の変更等について改善策の提案を示してきた。
- ③ さらに、八千代市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく「調停」を2回実施した中でお互い理解し合えたと考えている。
- ④ そして、この度の陳情の採択を受け、改めて社内で検討した結果、近隣住民には最大限配慮した計画になっており、事業計画上これ以上の変更は難しいが、細部に関する話し合いは継続する考えである。

との回答がなされました。
本市といたしましては、引き続き住民と事業者の紛争の調整に努めてまいります。